

○防衛省告示第二百二十九号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十一条の二の規定に基づき、装備移転船舶の堪航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準を次のように定めたので、告示する。

令和七年十月一日

防衛大臣 中谷 元

装備移転船舶の技術上の基準

1 総則

この基準は、自衛隊の使用する船舶及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第109条第1項の装備移転船舶（以下「船舶」と総称する。）の堪航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準を規定する。

2 適用

(1) 船舶に適用する基準は、第3項から第15項までに規定する基準とする。ただし、次の各号の細分に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号の細分に掲げる基準によることができる。

ア 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第6条の5に規定する国土交通大臣の型式承認を受けた製造者が当該型式承認に係る船舶として製造するものその他これに準ずるものと認められる場合 当該船舶が型式承認その他これに準ずるものを受けるにおいて定められた基準

イ その他船舶の種別、使用目的等により陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、防衛大学校長又は防衛装備庁長官（以下「幕僚長等」という。）が特に必要と認める場合 幕僚長等が行う上申に基づき

防衛大臣が別に定める基準

- (2) (1)の規定にかかわらず、船体並びに装置及び機器等を試験的に使用する場合にあっては、当該試験の実施に必要な限りにおいて第3項から第15項までに規定する基準によらないことができる。

3 船舶の堪航性及び人命の安全の確保

船舶は、適切に運用された場合には、次の各号に掲げる堪航性及び人命の安全の確保に関する基準を満たさなければならない。

- (1) 要求される任務に応じた運用条件下（高脅威状態又は戦闘状態を除く。以下「定められた運用条件下」という。）において、船舶は、乗船者が危害を受けないよう安全に運用可能でなければならない。
- (2) 定められた運用条件下において通常予見される損傷の発生時において、船舶の能力の一部が減少した場合においても、乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものを維持できなければならない。

4 高脅威状態又は戦闘状態に対する基準

- (1) 船舶は、その種別による使用目的に応じて、次の各号の細分に掲げる要件のうち必要なものを満たさなければならない。

ア 戦闘性能

(ア) 戦闘の指揮に必要な各種情報、命令及び報告の伝達及び接受は、それぞれ確実、かつ、迅速に実施できること

(イ) レーダー、ソーナー、銃砲及び水雷武器等並びにこれらの指揮装置は、通常予見されるすべての運用条件において、その機能を十分に発揮できること

(ウ) 武器及び関連機器については、戦闘行為下においても誤操作、混乱等を起こさないように、操作及び取扱いが容易であり、かつ、信頼性が高く、堅固なものであること

イ 防御性能

被弾等による被害及び至近弾、機雷等による被害並びに衝突等による被害を防止し、また、その被害を最小限にとどめることを可能とするための次の（ア）から（キ）までに掲げる要件

(ア) 浸水に対し復原性及び浮力を可能な限り保持できること

(イ) 防火性能及び防爆性能を有すること

(ウ) 重要な装置に対する応急装置及び予備装置を保持すること

(エ) 重要な装置を分散及び分割させること並びに浸水に対し機能が保持できること

(オ) 船体並びに装置及び機器等の強度並びにこれらを装備する位置、方法等について、当該船体並びに装置及び機器等に生じる振動の低減、吸収及び共振の抑制ができること

(カ) 船体並びに装置及び機器等の強度並びにこれらを装備する位置、方法等について、当該船体並びに装置及び機器等が受ける衝撃又は振動による機能の低下、破損又は障害を局限できること

(キ) 船舶に起因する電磁波、電磁界、音響、光波（赤外線を含む。）等のシグネチャを可能な限り低減できること

(2) 各部配置は、次のア及びイに掲げる要件のうち、船舶の種別による使用目的に応じて必要なものを満たさなければならない。

ア 武器

(ア) レーダー、ソーナー、銃砲及び水雷武器等並びにこれらの指揮装置等を適切に配置すること並びにこれらの視界及び射界が確保できること

(イ) 同時に使用する武器及び当該船舶に装備している武器と船体間の相互干渉を防止すること

イ 戦闘区画、動力区画及び非常電源区画

戦闘区画、動力区画及び非常電源区画については、それぞれの機能を十分発揮できるとともに被弾等による被害を局限できるように配置すること

5 一般的要求事項

(1) 構成

船舶の構成は、船舶が定められた運用条件下において航行することができるものでなければならない。
また、いかなる単一の故障に対しても、乗船者の安全に必要な機能が維持できる十分な信頼性及び可用性を提供しなければならない。

(2) 材料の選択

船舶の構造及び艤装に使用される材料は、使用目的に適したものでなければならず、また、定められた運用条件下において乗船者が危害を受けないものでなければならない。

(3) 船舶の装備品の選択

船舶の装備品は、船舶の安全な運用を支援するものでなければならず、また、定められた運用条件下

において安全に作動しなければならない。

(4) 危険区域

危険区域は、その数及び大きさ、並びに当該危険区域に起因する乗船者及び船舶へのリスクを最小限に抑えることができるものでなければならない。

(5) 情報保証

情報システムは、船舶の安全な運用を支援するため、ソフトウェア及びハードウェアへのサイバー攻撃に対する耐性及び当該サイバー攻撃からの復旧が確保できるものでなければならない。

(6) ソフトウェアシステム

ソフトウェアに依存するすべてのシステム又は装備品については、当該ソフトウェア及びそのシステム又は装備品への統合に伴うリスクが適切に管理され、当該ソフトウェアが安全に使用できるものでなければならない。

(7) 人間工学的配慮

船舶は、人間の特性を考慮し、安全に運用することができるように配慮されたものでなければならな

い。

(8) 制御装置

ア 制御装置は、定められた運用条件下において安全に関わるシステムが容易に操作でき、かつ、人為的誤操作に対して許容性を有するよう、人間の特性に配慮されたものでなければならない。

イ 特別な運用モード（訓練モード、保守モード、診断モード等）は、安全性が保たれるよう実装しなければならない。

(9) 技術資料等

船舶の安全な運用及び維持整備が船舶の運用期間を通じて適切に実施されるよう、必要な情報や実施要領が整備されなければならない。

(10) 損傷後能力

船舶に損傷が生じた場合においても、乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものその他の定義された機能を、乗船者の安全に重大な影響を及ぼさない水準に維持し又は回復できるものでなければならない。

6 構造

船舶の設計寿命に対し、船体構造は、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

- (1) 風雨密性及び水密性を確保すること
- (2) 乗員が任務を安全に実施できること
- (3) 想定される搭載品が積載できること
- (4) 定められた運用条件下において通常予見される事故及び緊急事態の発生時に、少なくとも、乗船者が安全な場所に到達するか、又は当該事故等により発生した危険な状況が解消するまで乗船者の安全及び乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものを維持できること
- (5) 船舶の喪失のリスクを最小化すること

7 浮力及び復原性

船舶の浮力、乾舷、主要な水密区画及び復原性は、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

- (1) 定められた運用条件下において、非損傷状態及び通常予見される損傷状態のいずれにおいても、十分

な予備浮力を備えること

- (2) 定められた運用条件下において、非損傷状態及び通常予見される損傷状態のいずれにおいても、適切な運航技術を持つ乗員のもと、転覆を防止するために十分な復原性を備えること
- (3) 乗員がその任務を可能な限り安全に実施できること
- (4) 定められた運用条件下において通常予見される事故及び緊急事態の発生時において、乗船者及び乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものを保護し、乗船者が安全な場所に到達するか、又は当該事故等により発生した危険な状況が解消するまでの間、乗船者の安全並びに救命設備及び機器を含む乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものを維持できること

8 船体補機、機関、電気等

船体補機（通風機及び各種ポンプを含む。）、機関（主機及びそれに付随する補機類を含む。）、電気（発電機、配電装置、照明その他の電気機器を含む。）等は、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

- (1) 定められた運用条件下において通常予見される全ての動作条件での運用を可能にすること

- (2) 定められた運用条件下において通常予見される全ての動作条件において乗船者に対する危険を最小限に抑えること
- (3) 定められた運用条件下における運用上の要求に応じた信頼性を有し、予測可能な方法で動作すること
- (4) 船体の風雨密性及び水密性を確保し、第7項の要件を満たすこと
- (5) 定められた運用条件下において通常予見される全ての動作条件で、外部からの支援を受けることなく、停止したシステム及び装置のうち乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものを提供するものを再起動できること
- (6) 火災、爆発、又は大気汚染のリスクを最小限に抑えること
- (7) 定められた運用条件下において通常予見される損傷の発生時において、乗員を支援し、かつ、乗船者が安全な場所に到達するか、又は損傷により発生した危険な状況が解消するまでの間、乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものを提供すること

9 甲板装置等

甲板装置等は、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

- (1) 定められた運用条件下における運用上の要求に応じた信頼性を有し、予測可能な方法で動作すること
- (2) 船体の水密性を確保し、第7項の要件を満たすこと
- (3) 定められた運用条件下において、船舶を安全に運航するために不可欠な機能を有する甲板装置等が相互に独立して作動可能であること

1 0 火災安全対策

効果的な火災安全対策の確保のため、船舶及びその設備は、火災発生時及び発生後においても乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものを維持しながら、可能な限り、火災の予防、探知、封じ込め及び消火ができなければならない。

1 1 避難、退船及び救助

乗船者の避難、退船及び救助のための設備は、次の各号の基準を満たすものでなければならない。

- (1) 定められた運用条件下において通常予見される事故及び緊急事態の発生時において、すべての有人区画から安全な場所への効果的な避難手段が、当該事故及び緊急事態により発生した危険な状態が解消するまでの間、乗船者に対して確保されること

- (2) 船舶からの効果的な退船手段を備えること
- (3) 海上から人を収容する効果的な手段を備えること

1 2 通信

- (1) 国際航海又はこれに準じる航海を行う船舶の通信設備は、船舶が海上にある間において、次のアからサまでに掲げる機能を有するものでなければならない。

ア 異なる無線通信サービスを使用した、少なくとも2つの独立した手段による船舶から陸上への遭難警報の送信機能

イ 船舶から航空機への遭難警報の送信機能

ウ 陸上から船舶への遭難警報の受信機能

エ 船舶間の遭難警報の送受信機能

オ 捜索及び救助のための調整に関する通信の送受信機能

カ 捜索及び救助活動の現場における通信の送受信機能

キ 遭難中の船舶、航空機、集団又は人員（落水者を含む。）の位置を特定するための信号の送受信機

能

ク 海上安全情報の送受信機能

ケ 陸上の無線システム又はネットワークとの一般無線通信の送受信機能

コ 船舶が通常航行する位置からの船橋間通信の送受信機能

サ 船内通信の送受信機能

(2) 通信機器は、次のア及びイに掲げる要件を満たすものでなければならない。

ア 定められた運用条件下において通常予見される動作条件、事故及び緊急事態において、乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものが維持できる十分な信頼性を提供し、誤操作のリスクを最小限に抑えること

イ 少なくとも1つの誤操作又はシステム若しくは装置の故障が発生した場合においても、乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものを途切れることなく維持すること

1 3 航行の安全

(1) 船舶は、海上において次のアからエまでに掲げる事項が可能でなければならない。

ア 独立して航行できること

イ 固定物又は移動体を問わず、全ての航行における危険に関する警報を提供できること

ウ 航行の安全に必要な気象及び海象に関する環境データを測定し、これを分析できること

エ 遭難中の他の船舶、航空機、集団又は人員を支援できること

(2) 船舶は、座礁、衝突及び環境への悪影響のリスクを最小限に抑えるように操船できなければならない。

(3) 航法システムは、次のアからウまでに掲げる要件を満たすものでなければならない。

ア 定められた運用条件下において通常予見される動作条件、事故及び緊急事態において、乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものが維持できる十分な信頼性を提供し、誤操作のリスクを最小限に抑えること

イ 少なくとも一つの誤操作又はシステム若しくは装置の故障が発生した場合においても、乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものを途切れることなく維持すること

ウ 接続されたシステムからの、センサー又は処理要求における過負荷若しくは不具合があっても、乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものを途切れることなく維持すること

1 4 危険物

危険物の運搬及び使用について、船舶は次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

- (1) 危険物の運搬に起因する事故のリスクを最小限に抑えること
- (2) 危険物の運搬及び使用に起因する事故により生じる影響について、人命、財産及び環境並びに乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものに対して、重大な影響を及ぼさない水準に管理すること
- (3) 危険物の移動、保守及び使用準備を安全に実施できること

1 5 航空機運用設備

航空機運用設備は、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

- (1) 有人及び無人の航空システムに対して、安全かつ効率的な運用基盤を提供すること
- (2) 航空機の運用の管制及び維持のために有効な手段を提供すること

1 6 雑則

この基準を満たすための具体的な設計の基準は防衛装備庁長官が定め、この基準を満たすための具体的な工作の基準は海上幕僚長が定めるものとする。